

茂庭台地区における高齢者施設事業者募集に関する質問回答

平成 28 年 11 月 25 日

健康福祉局保険高齢部高齢企画課

平成 28 年 11 月 15 日（火）に開催いたしました「事業者募集説明会」の参加者からのご質問への回答は次のとおりです。

なお、募集要項の 15 ページから 20 ページに記載している預金残高証明書の「提出に当たっての注意事項」に記載の「後日、高齢企画課が指定する日」は「平成 28 年 11 月 22 日（火）」とします。

☆ 質問一覧 ☆（QNo. は下記「回答一覧」の Q & ANo. に対応します。）

○募集要項について

Q 1 事業用地の貸付期間について

Q 2 事業用地の返却について

（Q 1, 2 とも募集要項 1 ページ 1（2））

Q 3 併設施設の整備について

（募集要項 5 ページ 5（2））

★ 回答一覧 ★

質問内容と回答

○募集要項について

Q 1 事業用地の貸付期間について（募集要項1ページ1（2））

貸付の期間が30年間となっていますが、30年後に入居者の需要があり、建物も利用できる場合には、延長も考えられるのでしょうか？

A 1 事業用地を貸付期間満了後も継続して使用する場合は、本市と協議・調整の上、再度、土地賃貸借契約を締結することは可能と考えております。

Q 2 事業用地の返却について（募集要項1ページ1（2））

事業終了後、どういう形で土地の返却を行うのでしょうか？

また、更地で返却の場合、杭も抜く必要があるのでしょうか？

A 2 基本的に、事業用地については、原状に回復のうえ返還する必要があります。

事業用地の貸付に係る具体的な契約内容については、採択後、ご連絡いたします。

Q 3 併設施設の整備について（募集要項5ページ5（2））

介護保険法以外の事業を自主事業として提案したいのですが、可能ですか？

A 3 介護保険法以外の事業を併設施設として整備することは可能ですが、その場合、関係法令や条例等を遵守し、適正な運営や設備を行うこと、特別養護老人ホームについて、募集要項5ページ5（1）④に記載の平成29年度中に本体工事を着工し、原則平成31年4月1日までに事業を開始（老人福祉法の規定による認可及び介護保険法の規定に基づく指定）することを要件といたします。